

新産業創出等研究開発協議会運営要領（案）

〔令和 5 年 ○ 月 ○ 日 決定〕
新産業創出等研究開発協議会

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）（以下「法」という。）第 109 条第 6 項の規定に基づき、新産業創出等研究開発協議会（以下「協議会」という。）の運営要領を次のように定める。

（協議会の運営）

第 1 条 協議会の議事の手続その他協議会の運営に関しては、この運営要領の定めるところによる。

（協議事項）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 一 研究開発、産業化及び人材育成に関する事項
- 二 広域連携に関する事項
- 三 制度や運用の改善に関する事項
- 四 その他新産業創出等研究開発等施策に関し必要な事項

（協議会の組織）

第 3 条 協議会に議長を置き、福島国際研究教育機構理事長をもって充てる。
2 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、法第 109 条第 2 項各号に基づいて、議長が指名する。
3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理する。

（開催）

第 4 条 協議会は、議長が招集する。

（関係者の出席）

第 5 条 構成員は、協議会を欠席する場合は、議長の了解を得て、代理人を出席させることができる。
2 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

（協議会の公開等）

第 6 条 協議会は、原則として公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、協議会の全部又は一部を公開しないものとするができる。
2 協議会の配付資料は、原則として、公表する。ただし、議長が必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を公開しないものとするができる。

（議事録）

第 7 条 議長は、協議会の議事録を作成し、構成員の確認を得た上で、これを公

表する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないとする場合は、議長が構成員と協議の上、非公表とすることができる。
- 3 前項の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 議長は、協議会における協議に資するため、ワーキンググループを開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、議長が指名する。
- 3 ワーキンググループのメンバーは、関係する構成員のほか、関係する大学その他の研究機関及び民間企業等から、座長が指名する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じ、他のワーキンググループと合同で開催することができる。
- 5 ワーキンググループにおいて議決した事項は、協議会において承認された時点で、法第109条第5項にいう協議会において協議が調った事項とみなす。
- 6 前項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って別途定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福島国際研究教育機構において処理する。

(雑則)

第9条 この運営要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。